砺波市消防団 震災対応マニュアル

平成29年8月策定

砺 波 市

目 次

はし	>\&) \(\cdots \	1
第 1	節 平常時の対策	
1	家庭内において・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
2	消防団活動において・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
3	災害に即応できる知識・技術の習得・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
4	指揮命令系統の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
5	図上訓練の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
6	長期活動に耐え得る精神力、体力の養成と維持・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
7	非常用品の備蓄など・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
8	地域において・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
9	勤務先において・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
第 2	2節 地震発生時の初動対応	
1	砺波市消防団員の行動原則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
2	自宅において・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
3	勤務先において・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第3	3節 非常配備基準 3節 非常配備基準	
1	消防警戒(対策)本部の配備基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
2	参集の方法····································	6
3	招集サイレンの吹鳴・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第4	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
1		7
2		
3	参集途上の状況確認・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
4	- ······· - 参集困難時の対応····································	
	参集途上の災害対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第 5	5節 震災消防活動の要領	
1	砺波市消防団の指揮体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
	震災消防活動における留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第 6	6節 地震災害における救助活動等	
1	- 火災現場における救助活動····································	n
	震災現場における救助活動····································	

はじめに

このマニュアルは、砺波市で震度3以上の地震が発生した場合における、消防団組織として、また、消防団員一人一人がとるべき基本行動を示したものである。

政府の地震調査研究推進本部の長期評価によると、砺波市内には、今後30年の間にマグニチュード7.0程度の地震が発生する確率が、我が国の主な活断層の中では高いグループであるSランクに属する「砺波平野断層帯東部」と、平成27年11月に新たに公表された「射水断層」がある。また、市付近には、「呉羽山断層帯」、「砺波平野断層帯西部」、石川県の「邑知潟断層帯」、「森本富樫断層帯」など、複数の活断層が走っており、いつ何時、大規模な地震が発生するかわからないことから、消防団員一人一人が今まで以上に危機管理意識を高めることが重要である。

平成23年3月に発生した東日本大震災では、活動の基軸となる多くの消防団員が犠牲となり、拠点となる施設、車両を含めた資機材も大きな被害を受けた。

本市内は、津波による被害は発生しないと想定されるが、平成28年4月に発生した熊本 地震では建物の倒壊のほかに、山間地域における土砂災害、橋の崩落、堤防に亀裂が生じ決 壊の危険性が高まる等の被害が発生しており、本市内でも同様の被害が発生するおそれがあ る。

この「消防団震災対応マニュアル」では、過去の震災を教訓とし、消防団員が「自分や家族の命を守る行動」を最優先することを原則としたうえで、即座に消防活動に携わることができないことを前提に、その状況から判断する行動や、組織としての活動を明確に示すことにより、現有する消防力を最大限に発揮させることを目的とした。

今後も各関係機関等と連携しながら、震災対応マニュアルに適時適切な見直しを加え、よりきめ細かなマニュアルにすることとする。

平成29年8月

第1節 平常時の対策

1 家庭内において

(1) 非常持出品(家庭用・団活動用)を準備しておく。

ア 家庭用

家族3日分の食料、飲料水、救急薬品、携帯電話、ラジオ、懐中電灯、電池、ちり紙、タオル、下着類、マッチ、ローソク、軍手、ナイフ、缶切りなど。

イ 団活動用

食料、飲料水、救急薬品、携帯ラジオ、雨具、ちり紙、タオル、メモ帳、筆記用具など。

- (2) 大型家具(タンス類、冷蔵庫、テレビなど)の固定をしておく。
- (3) 廊下や階段の整理整頓をしておく。
- (4) 必要に応じ、家の耐震診断及び耐震補強を実施しておく。
- (5) 必要に応じ、ガラスの飛散防止対策をしておく。
- (6) 家族の所在を常に明確にしておき、非常時の参集場所、方法を確認しておく。 (例) NTT災害用伝言ダイヤル(171)及び災害用伝言板の使い方を覚えておく。
- (7) バールやジャッキなど、簡単な防災資機材を整備し、取扱訓練をしておく。
- (8) 市緊急メール、エリアメール等の登録をしておく。

2 消防団活動において

- (1) 遠方へ出かける場合は、所在を明確にしておく。
- (2) 常に最新の災害情報が得られるようにしておく。(ラジオ、メモ帳、筆記用具の携帯など。)
- (3) 連絡手段を確保するため、常に携帯電話を携帯する。
- (4) 団員の安否確認のための連絡網を整備し、複数の連絡手段を検討しておく。
- (5) 避難行動要支援者名簿情報を毎年更新し、名簿の管理を徹底する。

3 災害に即応できる知識・技術の習得

- (1) 管轄地域の地理、消防用水利、危険要素を調査把握しておく。
 - (例) 道路・橋の状況、木造家屋の密集地、山・崖くずれの危険個所、浸水想定区域図など
- (2) 避難場所、避難経路、危険個所の調査把握と非常時の迂回路の選定や誘導方法の研究 訓練をしておく。
 - (例) 広域避難場所への避難時間、山腹崩壊の危険箇所、ブロック塀、落下物など
- (3) 消防用資機材、救助用資機材の取扱いを反復訓練しておく。
 - (例) 可搬型動力ポンプ、投光器など

- (4) 応急救護、救助方法の研修に参加し、反復訓練をしておく。
 - (例) 震災時における救助活動を場面ごとに訓練し、場面にあった救出方法を検証する。 ※狭い空間での活動、倒壊家屋での活動など 救急救命講習を受講する。

4 指揮命令系統の確保

- (1) 団幹部及び分団幹部は、自己の職の第2、第3代理者を決めておく。
- (2) 代理者に対し、自己の任務等を熟知させ、有事に備えておく。
- (3) 自主防災組織のリーダーを兼務している者は、可能な限り消防団員としての職務を優先させることとする。
 - ※ 消防団員の階級及び職務
 - 団長

団長は、消防団の事務を統括し、消防団員を指揮監督する。

副団長

副団長は、団長を補佐し、団長が不在の場合は、あらかじめ団長が定める順序に 従い団長の職務を代理する。

- 分団長
 - 分団長は、消防分団の事務を統括し、分団員を指揮監督する。
- 副分団長

副分団長は、分団長を補佐し、分団長が不在の場合は、分団長の職務を代理する。

部長

部長は、副分団長を補佐し、副分団長が不在の場合は、副分団長の職務を代理する。

- 班長、団員
 - 上司の命を受け、その職務に従事する。
- (4) 分団内の情報連絡網を整備しておく。
 - ※消防団本部(砺波消防署)と各分団との無線連絡は、車載無線を活用する。

5 図上訓練の実施

- (1) 分団器具置場(以下「屯所」という。) に管内図を整備し、図上訓練を実施する。
- (2) 参集状況、被害状況を様々な状況下で想定し、対策を検討しておく。
 - (例) 平日・休日・夜間の体制など。
- (3) 部隊編成、役割分担、活動計画、戦術の見直しを図る。
- (4) 常備消防、その他関係機関との連携方法等を検討しておく。
- (5) 危険要素の把握と対策を検討しておく。
- (6) 資機材の配備、機種等の見直しを検討しておく。

- (例) 少人数でも活動できる資機材の配備、資機材の軽量化、救出、救助用資機材の整備 など。
- (7) 避難行動要支援者の情報管理と該当者の避難支援を検討しておく。
- (8) 図上訓練をもとにして、必要な訓練を定期的に実施し、災害に備えておく。
 - (例)消火訓練、救助訓練、避難誘導訓練、ブラインド型訓練、サイレン吹鳴訓練など。

6 長期活動に耐え得る精神力、体力の養成と維持

同時多発火災、人命検索活動、要員不足などの悪条件下での活動に備え、団員個々の能力向上に努める。

- (1) 特殊な精神状態(興奮、疲労、使命感)と極度の緊張の中でも冷静沈着に活動、指揮 命令できる精神力を養う。
- (2) 健康管理の徹底と体力の養成、維持に努める。

7 非常用品の備蓄など

- (1) 3日間程度は消防団本部及び屯所で活動できるよう、食料、飲料水、医薬品等の必要な物資の備蓄に努める。
- (2) 車両や資機材の管理、保守点検を実施しておく。

8 地域において

- (1)地域の特性を知り、危険箇所等の調査把握をしておく。
 - (例) ブロック塀の倒壊、看板の落下、堤防の決壊、土砂崩れ、用水・ため池の転落の危険個所など。
- (2) ブルドーザー、パワーショベルなどの資機材がどこにあるのか確認しておく。
 - (例)消防団協力事業所との連携など。
- (3) 自主防災組織、自衛消防隊及び市防災士会連絡協議会との連携を図る。
 - (例) 避難誘導、避難所運営(委員会)などに対する打合せ、合同訓練など。
- (4) 初期消火、応急救護などの防災知識や意識を普及啓発するリーダーとなる。

9 勤務先において

- (1) 自衛消防隊組織の充実強化に協力する。
- (2) 防災研修、訓練に積極的に参加し、職場内の防災意識の高揚に努める。
- (3) 勤務先周辺の自主防災組織との連携に努める。
- (4) 勤務先周辺の消防団拠点施設の場所を調べておく。
 - (例) 近隣の避難場所、消防施設、医療機関など。

第2節 地震発生時の初動対応

1 砺波市消防団員の行動原則

自己の身の安全確保を最優先し、家で被災した場合は家族の安全、職場で被災した場合は職場の同僚の安否確認を優先する。安全・安否が確認されたならば屯所に参集する。なお、団長及び副団長は砺波消防署へ参集する。

2 自宅において

- (1) 落下物等から身を守り、身近で発生した火を消火する。
- (2) 揺れがおさまったら、家族の安全及び火元を確認する。 電気・ガス復旧後の火災発生を考慮し、必ずブレーカーを切り、元栓を閉める。
- (3) 家族の無事を確認したら近所の家を確認し、要救助者を容易に救出できる場合は近くにいる人(2人以上)と協力して救出活動を行う。
- (4) 避難行動要支援者の支援活動については、自主防災組織、民生委員児童委員等と連携 して行う。
- (5) 自宅、家族及び近所の無事を確認したら、速やかに屯所へ参集する。

3 勤務先において

- (1) 自分、社員及び訪問者の安全確保に努める。
- (2) 自宅、家族、管轄地域の状況を確認し、特に緊急性がなければ勤務先周辺の消防団に協力して活動する。
- (3)管轄地域が被災している場合、勤務先の許可が得られれば出来る限り速やかに帰宅し、自宅、家族の無事が確認できたら屯所へ参集する。

第3節 非常配備基準

1 消防体制(対策)本部の配備基準

体 制	震 度	消防本部	消防団	砺波市の体制
第1次体制	3	必要人員を招集	火災予防広報	
第2次体制	4	非番職員の	分団員の	第1非常配備
		概ね2分の1を招集	概ね3分の2を招集	(準備体制)
非常体制	5弱	全職員参集	全団員参集	第2非常配備
	以上			(警戒体制)
				災害警戒本部の設置
	6弱	同上	同上	第3非常配備
	以上			(非常体制)
				災害対策本部の設置

2 参集の方法

地震発生時における参集については、基本的に砺波消防署(招集メール)で出動指令を発するが、庁舎、職員及び機器が被災しメールが送信できない場合が想定されるため、団員各自がテレビ、ラジオ、エリアメール、市緊急メール、インターネット等で地震の震度を確認し、配備基準に達したら屯所に自主参集する。

3 招集サイレンの吹鳴

屯所に参集した団員は、次のとおり招集サイレンを吹鳴する。

15秒 6秒 15秒

● 休止 ●

第4節 屯所への参集途上の行動

1 家族へ連絡

参集にあたっては、家族に連絡先、連絡方法、避難場所、避難後の措置等、必要な事項 を指示する。

2 参集時の携行品等

- (1) 服装は、活動服・ヘルメット・作業靴(長靴)・手袋等を装備する。
- (2) 自動車は、状況により交通渋滞を引き起こす原因となるので、原則、震度 5 弱以上の場合は、徒歩又は自転車・バイクなどを使って参集する。
- (3) 非常持出品(団活動用:食料、飲料水、医薬品、筆記用具等)を携行する。

3 参集途上の状況確認

参集にあたっては、周辺の被害状況の確認、把握に努め(火災、家屋の倒壊、交通障害等)、その状況を屯所で上級階級者に報告し、図上や黒板に書き込むこととする。また、緊急性のあるものについては、直接、砺波消防署に連絡する。

4 参集困難時の対応

土砂災害や橋の崩落などにより屯所に参集することが困難な場合は、その旨を上級階級者に連絡し、併せて、連絡先についても伝達する。また、付近住民と共に初期消火や救出活動を行った後、最寄りの避難所に向かい避難所運営の支援を行う。

5 参集途上の災害対応

参集途上において火災、人身事故に遭遇した時は、付近住民を指導するなどして初期消火、救出救助活動を行う。

- (1) 自力で消火可能と判断した時は、付近住民を指揮し、積極的に消火活動を行う。
- (2) 自力で消火不可能と判断した時は、付近住民に可能な範囲で消火活動を行うよう指示し、屯所に急行してポンプ車等による消火活動に移行する等の措置をとる。
- (3) 要救助者のいる現場に遭遇した場合には、二次災害に注意し、付近住民と協力して救出する。

第5節 震災消防活動の要領

1 砺波市消防団の指揮体制

(1) 第2次体制

団長、副団長は、砺波消防署に参集し、各分団を指揮監督する。

(2) 非常体制

ア 団長、副団長は、砺波消防署に設置される消防団本部に参集し、各分団への指揮体制を確立する。

※本部長には、団長をもってあてる。副本部長には、副団長をもってあてる。

本部長が参集できない場合は、副本部長のうちから、あらかじめ本部長が指名した者が、その職務を代理する。

- イ 消防団本部には、情報班、指揮班、支援班、広報班などを置き、その役割を参集した副団長で役割分担する。
- ウ 消防団本部は、市長(市災害対策本部)、消防署長(消防班対策本部)と緊密に連携 を取るものとする。

2 震災消防活動における留意事項

- (1) 参集後の初動体制の整備
 - ア ラジオ、テレビ等から災害情報を入手、現状把握に努める。
 - イ 屯所、車両、資機材の被害状況を把握し、消防団本部に報告する。
 - ウ 本震(余震)による屯所の破損から車両の安全を確保するため、車庫前に車両を出す。
 - エ 団員の参集状況を把握する。
 - オ 参集団員から参集途上での被害状況を聴取する。
 - カ 記録担当者を選任し、情報、指示命令、活動内容等について記録する。
 - キ 参集状況により部隊編成し、出動可能隊を決定する。
 - ク 体制が整うまでは待機し、無理な行動による二次災害を防ぐ。
 - ケ 出動体制が整ったなら消防団本部に報告する。

(2) 出動にあたって

ア 団員の安全確保最優先

指揮者は、いかなる活動においても、団員の安全確保を最優先とした活動を実施する。

- イ 現場活動にあたって
 - (ア) 部隊管理

指揮者は、団員を安全に活動させるため、活動環境を十分に把握したうえで危険要素等を周知徹底し、効果的な消防活動の実施に努める。

(イ)情報管理

適正に任務を遂行するためには、災害対応に必要な情報の収集・整理・分析が必要となる。

(ウ) 安全管理

安全管理は、任務遂行を前提とする積極的行動対策であると考え、活動状況が 危険と判断した場合は踏みとどまる勇気を持つことも必要である。

ウ 二次災害の防止

大規模地震の後には必ず余震又はさらに大規模な地震が発生することがあるものと 心得ておき、救助活動等、屋内進入については、特に注意する。

(3)情報収集及び管内広報

救助又は火災出動の要請がない場合は、管内の情報収集及び管内広報を実施する。

ア 情報収集

次の情報を収集し、消防団本部へ連絡する。

(ア) 避難所の避難状況

管内の主な避難所(指定緊急避難所、指定避難所、その他避難所等)を確認し、 避難者の人数を把握する。

(イ) 倒壊建物の状況

管内の倒壊建物数を確認する。

(ウ) 水利の使用状況

消火栓、防火水槽が使用可能か確認する。

イ 管内広報

ポンプ車の車載スピーカーを使用し、広報巡回する。

【案内文例】

こちらは、○○分団です。

ただいま震度○○の地震が発生しました。

皆さん、落ち着いて行動してください。

まず、身の安全を守り、火の元を始末してください。

ガスの元栓を閉めてください。

今後、余震又はさらに大きな地震が発生することも予想されます。

倒れてくるものや、落ちてくるものに気をつけてください。

第6節 地震災害における救助活動等

消防団は、自主防災組織と連携し、倒壊した家屋等からの初期の救助活動に努める。また、 状況に応じ、消防署隊と連携した活動を行う。

1 火災現場における救助活動

(1)情報収集

ア 視認

火災建物の状況、延焼状況、周囲の人の動きを見て確認する。

イ 聞き込み

付近の人々や避難者から情報を速やかに収集する。

具体的に質問し確認する。「いつ」「どこで」「誰が」「何を」「どうした」

(2) 検索活動

ア 内部に進入した団員の把握

イ 検索は、常に2名以上が協力して行動する。

(3) 救出活動

ア 救出現場付近で火災が発生した場合、延焼拡大によって救出活動が妨げられないよう、消火活動を並行して行う。なお、救出活動中に火炎が目前に迫った場合は、自らの身の安全を優先し、活動の中止及び現場からの退避を考慮する。

イ 救出にあたっては、要救助者の状態を確認し、救出方法及び使用資機材を判断する とともに、安全な場所へ救出する。

ウ 要救助者が複数いる場合は、重傷者、幼児、高齢者を優先する。

(4) 避難誘導

ア 安全な場所に短時間に多数の人員を誘導することを原則とする。誘導時はメガホン・携帯拡声器等を活用し、避難者に安心感を与えられるように冷静に対応する。

イ 避難勧告等が発令された場合は、消防車による広報及び屯所のサイレンを吹鳴して 住民に伝達するとともに火災の延焼状況及び風向に配意し、安全な方向を指示して住 民の安全確保と避難場所の防護活動を行う。

屯所のサイレンを使用した避難信号は、砺波市地域防災計画に基づき次のとおりと する。

※避難信号

5秒 2秒 5秒 2秒 5秒

● 休止 ● 休止 ● 繰り返し

2 震災現場における救助活動

- (1) 倒壊家屋から簡易な器具等で救出する際の手順
 - ア 避難行動要支援者名簿に基づき、避難状況を確認する。
 - イ 情報収集により要救助者の有無を確認する。
 - ウ 声を掛け、安否の確認を行うとともに元気づけを行う。
 - エ 会話ができなければ、何かを叩いて音を出させ場所を特定する。

(2) 救出時の留意事項

- ア 活動は、任務を明確にして指揮者の統制下で行う。
- イ 現場付近全体の安全確保のための監視員を配置する(二次災害の防止)。
- ウ 挫滅症候群 (クラッシュシンドローム) に注意する。
 - ※ 挫滅症候群とは、身体の一部が長時間挟まれるなどして圧迫された場合に、その 解放後に起こる様々な症状のことを指し、最悪の場合、死亡してしまう。身体の一 部が長時間挟まれた要救助者を救出した場合は、速やかに医療機関へ搬送する。
- エ 余震又は除去することにより、さらに崩壊することがないよう必要な措置を行う。

(3) 応急手当

要救助者を観察し、必要な応急手当や救命処置(止血、人工呼吸、心肺蘇生)を実施する。

附則

このマニュアルは、平成29年8月8日から施行する。